

審理事項通知書 発 送 日 29年12月18日

平成29年12月13日  
特許庁審判長

審判請求の番号 取消2017-300466  
(商標の番号) (商標登録第4772234号)  
請求人  
代理人弁理士 日野 修男 様

平成30年3月8日(木)に行う口頭審理における審理事項をお知らせします

口頭審理陳述要領書を提出する際には、下記の点を踏まえて作成し、被請求人は、平成30年1月25日(木)までに、請求人は、平成30年2月15日(木)までに、それぞれ正本1通及び副本2通を、特許庁出願窓口に提出してください。また、それと同日に当該口頭審理陳述要領書を特許庁特許侵害業務室及び相手方へファクシミリでも送付してください。

記

1 当事者の主張

(1) 被請求人の主張の要点

乙第3号証は、東京都町田市に所在するスーパー三和(フードワン多摩境店)の食品売り場での「野菜」の販売風景を撮影した写真であって、被請求人を介して、このスーパーの売り場でその野菜を紹介する形になっており、商品案内のボードの右側の最上部には本件商標が表示されている。

したがって、乙第3号証に照らせば、需要者は、被請求人を介して、本件商標の下、第35類の「商品の販売に関する情報の提供」が行われていると認識することは明らかであり、当該乙号証は、本件商標が被請求人を介して、上記役務について使用されていることを証明するものである。

(2) 請求人の主張の要点

ア 本件商標の使用は、他人の知的創作を剽窃する使用であり、公序良俗違反の使用であるから、商標法第50条に基づく使用ではない。

イ 乙第3号証には、各写真には手書きの書き込みで日付けを示す数字の表記があるものの、撮影日の立証がないことから、審判請求の登録前3年以内の期間において、商標が使用されたことの立証はないものである。

また、「商品の販売に関する情報の提供」が、被提供者と考えられる「スーパ

「三和（フードワン多摩境店）」との間で有償で提供されたということの立証がなく、上記の役務提供に取引性があつたことの立証はないから、「商標の使用」にあたらぬことは明らかである。

さらに、商品案内のボードの右側の最上部には本件商標が表示されている事実はない。

## 2 合議体の暫定的見解

「商品の販売に関する情報の提供」とは、「商業等に従事する企業に対して、その管理、運営等を援助するための情報を提供する役務であると解するのが相当である。そうすると、商業等に従事する企業に対し、商品の販売実績に関する情報、商品販売に係る統計分析に関する情報などを提供することがこれに該当すると解されるのであって、商品の最終需要者である消費者に対し商品を紹介することなどは、『商品の販売に関する情報の提供』には当たらないというべきである（平成21年（行ヒ）第217号）。」とされるものであるところ、乙第3号証の写真是、単に野菜売り場の写真にすぎないものであり、商品案内のボードの内容は、消費者に対し商品を紹介するものであって、これによって、本件商標が、「商品の販売に関する情報の提供」の役務について使用されたものとは認めることができません。

## 3 口頭審理陳述要領書について

### (1) 被請求人

ア 被請求人は、上記2の暫定的見解及び請求人提出の平成29年10月13日付け審判事件弁駁書の主張に対し、意見があれば述べてください。

イ 被請求人は、本件審判請求の取消に係る役務について、本件商標の使用をしていることを立証する証拠があれば提出してください。

なお、本件商標の使用が商標法第2条第3項各号のいずれの行為に該当するものであるのか明らかにしてください。

### (2) 請求人

請求人は、被請求人が提出する口頭審理陳述要領書について、意見があれば述べてください。

### (3) 証拠説明書の提出について

請求人及び被請求人は、既に提出している甲乙各号証、及び新たに提出される証拠については、それらの証拠の立証趣旨を明確にするため、最後に記載された<参考>を確認の上、証拠説明書を提出してください。

## 4 口頭審理における審理事項

### (1) 前記2の合議体の暫定的見解について

(2) 既に提出されている乙各号証以外に、被請求人から商標法第50条第2項に規定する本件商標の使用をしていることの証拠が提出された場合は、その証拠

について

- (3) 乙各号証の原本確認について
- (4) その他、本件商標の使用の有無について

<注1>

口頭審理の際に、証拠として書証を「写し」で提出しているものについて、必要に応じ、「原本」の確認を行うものがあります。

<注2>

口頭審理の際に、相手方が提出した書証について、「文書の成立の認否（書証認否）」を確認します。

「文書の成立の認否（書証認否）」とは、書証が形式的証拠力を有するか否かの認否のことです。すなわち、「相手方当事者の提出に係る証拠が、主張されている作成者（「証拠説明書」が提出されている場合にはその「作成者」欄参照）の意思に基づいて作成された文書であることを認めるか否か」についての認否確認です。内容の信憑性等（実質的証拠力）についての確認ではありません。

<参考> 証拠説明書の作成について

「証拠説明書」は、特許庁のHPで作成方法を確認することができます。

ア 特許庁のHP (<https://www.jpo.go.jp/indexj.htm>) の上部の項目中の「制度・手続」中の「審判」をクリックしてください。

イ 次に、「審判注目情報」の「証拠説明書の提出について 2017年8月23日」をクリックすると、「証拠説明書の提出について」の説明文が掲載されていますので、該ページに掲載されている資料「証拠説明書の作成方法」、「証拠説明書の見本」及び「（参考）文書の原本・写しについて」を参考に作成してください。

ウ また、上記アの「審判」では、「審判の共通手続」の項目中の「審判便覧（16版）」をクリック、「34 証拠一般」の項目中の「34-01 『証拠提出に関する書類の点検と注意事項』」にも、証拠説明書についての情報が掲載されております。

---

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

審判部第38部門 審判官 中東 としえ

電話03(3581)1101 内線3738

ファクシミリ03(3580)5378